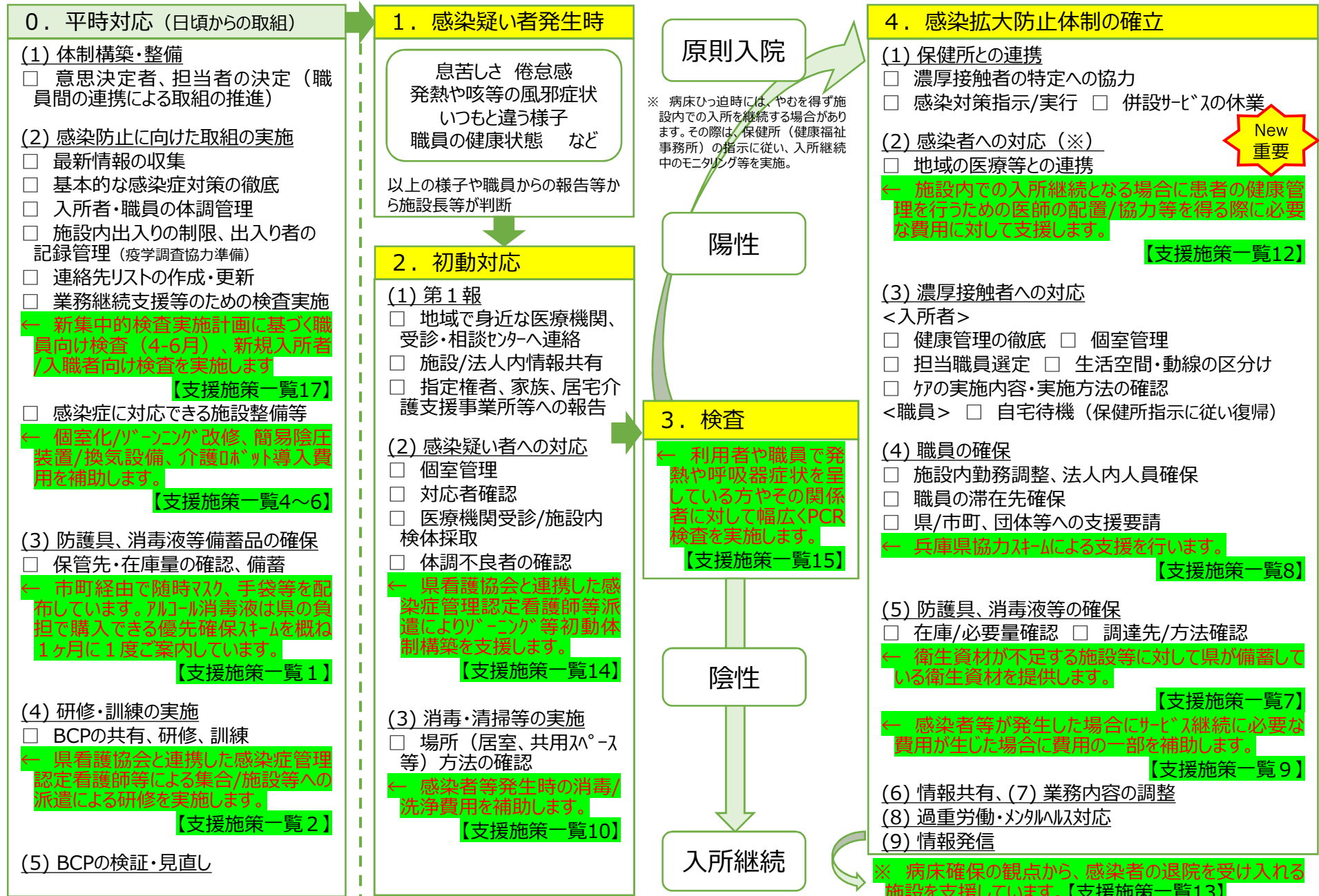


新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【入所系】



※ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省老健局)「介護現場における感染対策の手引き (第2版)」(厚生労働省老健局)等を参考に作成しています。詳細はこちらを参照ください。

新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【訪問系】

0. 平時対応（日頃からの取組）

(1) 体制構築・整備

- 意思決定者、担当者の決定（職員間の連携による取組の推進）
- 訪問サービスを継続できなくなった場合の対応の準備

← 訪問サービスを継続できない場合に備えた代替サービス確保等の準備（そのような場合の連絡先の整理、連携事業所の確保等）をお願いします。

(2) 感染防止に向けた取組の実施

- 最新情報の収集
- 基本的な感染症対策の徹底
- 利用者・職員の体調管理
- 事業所内出入りの制限、出入り者の記録管理（疫学調査協力準備）
- 連絡先リストの作成・更新

(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保

- 保管先・在庫量の確認、備蓄
- ← 市町経路で随時マスク、手袋等を配布しています。アルコール消毒液は県の負担で購入できる優先確保シートを概ね1ヶ月に1度ご案内しています。
- 【支援施策一覧1】

(4) 研修・訓練の実施

- BCPの共有、研修、訓練

(5) BCPの検証・見直し

1. 感染疑い者発生時

息苦しさ 倦怠感
発熱や咳等の風邪症状
いつもと違う様子
職員の健康状態 など

以上の様子や職員からの報告等から管理者等が判断

2. 初動対応

(1) 第1報

- 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡
- 事業所/法人内情報共有
- 指定権者、家族、主治医、居宅介護支援事業所等への報告

← 居宅介護支援事業所等とサービスの必要性再検討、他サービス事業者へ情報共有等をお願いします。

← 県看護協会との連携により相談支援を行います。

【支援施策一覧3】

(2) 感染疑い者への対応

- サービス提供の検討
- ← サービス提供が必要な場合には感染防止策を徹底した上でのサービス提供継続等をお願いします。
- 医療機関受診

原則入院

※ 病床ひっ迫時には、やむを得ず在宅での療養を継続する場合があります。その際は、保健所（健康福祉事務所）の指示に従い、サービス提供中の状況報告等を実施。

陽性

3. 検査

← 利用者や職員で発熱や呼吸器症状を呈している方やその関係者に対して幅広くPCR検査を実施します。

【支援施策一覧15】

陰性

利用継続

4. 感染拡大防止体制の確立

(1) 保健所との連携

- 濃厚接触者の特定への協力
- 感染対策指示/実行

(2) 感染者への対応（※）

- 感染者への最低限必要なサービスの継続等

← 在宅療養となる場合に患者が介護サービスを必要とする場合のサービス確保のため、サービス継続等の協力金又は活動費を支給します。

【支援施策一覧9・11】

(3) 濃厚接触者への対応

<利用者>

- ケアの実施内容・実施方法の確認

← 居宅介護支援事業所等を通じて保健所とも相談し、生活に必要なサービスの確保、訪問介護等の必要性を再検討し、必要な場合には適正なサービスの実施等をお願いします。

<職員>

- 自宅待機（保健所指示に従い復帰）

(4) 職員の確保

- 施設内勤務調整、法人内人員確保
- 県/市町、団体等への支援要請

← 兵庫県協力チーム（代替サービス確保）による支援を行います。

【支援施策一覧8・9・11】

(5) 防護具、消毒液等の確保

- 在庫/必要量確認
- 調達先/方法確認

← 衛生資材が不足する施設等に対して県が備蓄している衛生資材を提供します。

【支援施策一覧7】

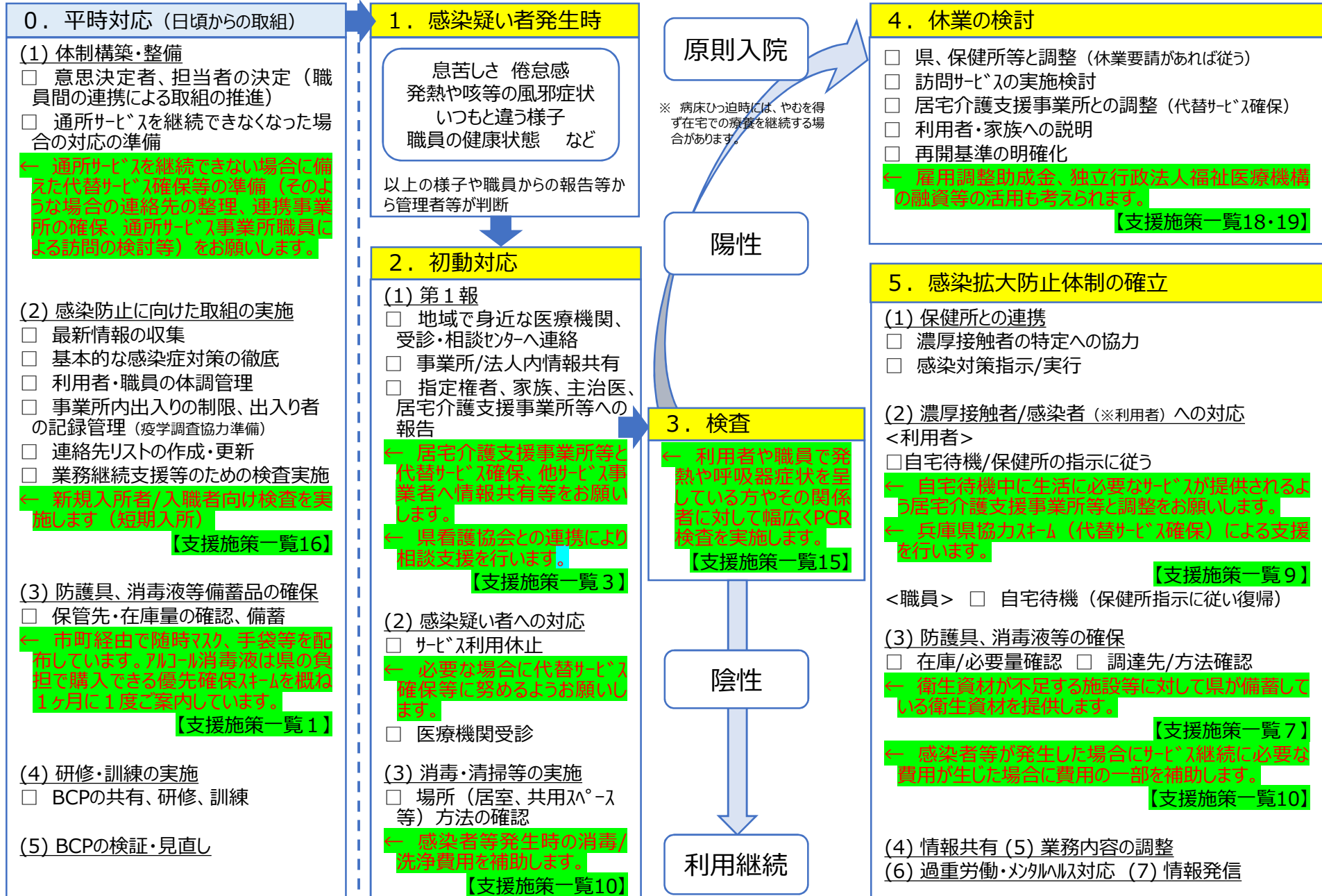
← 感染者等が発生した場合にサービス継続に必要な費用が生じた場合に費用の一部を補助します。

【支援施策一覧10】

(6) 情報共有、(7) 業務内容の調整

(8) 過重労働・メンタルヘルス対応 (9) 情報発信

新型コロナウイルス感染症への対応フローと兵庫県の主な支援施策の対応イメージ【通所系】



※ 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」(厚生労働省老健局) 「介護現場における感染対策の手引き (第2版)」(厚生労働省老健局)等を参考に作成しています。詳細はこちらを参照ください。